

働き方改革シリーズ

医師の労働時間短縮のための取り組み

[文責] 労務管理アドバイザー
本嶋 有二郎

今年4月より、改正労働基準法に基づく新たな時間外労働に対する規制が適用されました。

医師も例外ではありませんが、診療業務の特殊性から5年の猶予期間を設けた上で、時間外労働の上限水準が年960時間/月100時間未満※1 例外あり(いずれも休日労働含む)となります。

※1 地域医療確保暫定特例水準(医療機関を予め特定する)、集中的技能向上水準(〃)については、年1860時間/月100時間未満。

医師の労働時間短縮の取組みにおいては次のような対応が求められます

- ① 医師の労働時間の把握と適正管理の徹底(ニュースレター第10号 参照)
- ② 医師、看護師等の宿日直許可基準についての確認
- ③ 医師の研鑽(けんさん)に係る労働時間に関する考え方の整理

「医師の宿日直許可基準・研鑽に係る労働時間に関する通達」参照

■ 時間外割増賃金について

医師の賃金は固定額を毎月支給しているケースが多いですが、時間外等は区分されていないケースが多いようです。これでは時間外賃金を支払っていることにはならず、請求されれば膨大な時間外割増賃金を支払わなければなりません。

早い機会に、賃金の中身を区分し、通知しておく必要があります。

その際は、十分な説明と、理解・納得を得ることが肝要です。

■ あくまでも、年960時間/月100時間 は「上限水準」です。

医師の健康のため、そして安全な医療の提供のためにも、可能であれば、時間外労働を最大でも過労死ラインの月80時間以内に抑えることが大切です。

この機会に、各医師の労働時間の実態を調査されてはいかがでしょうか。

現在の労働時間の実態を把握した上で、管理者・医師の意識改革、業務の移管や共同化(タスク・シフティング、タスク・シェアリング)、ICT等の技術を活用した効率化を通して、労働時間短縮に取り組みましょう。

過去に発行したFAXニュースは、宮崎県医師会ホームページ上でご覧になれます。
「宮崎県医師会 勤務環境改善支援センター」で検索してください。

本センターは、労務管理・医業経営アドバイザーの派遣による無料相談対応を行っていますので、ご相談ください。※書類の作成、提出代行は無料相談の範囲には含まれません。